

# 業務効率化に係るシステム等の導入経費一覧（認可施設）

施設名： ○○こども園

## 1 システム等の導入（予定）経費

### ① 園児の登園及び降園の管理に関する機能関連経費

No.	システム等経費名	単価（税込）	数量	金額（税込）	備考
1	登降園管理システム利用料・月額	4,180	12	50,160	
2	クラウド利用料・月額	3,300	12	39,600	
3	管理用アプリ	33,000	1	33,000	
4	クラウド保守費用・月額	2,750	12	33,000	
5	サーバーレンタル費用・月額	5,500	12	66,000	
6	導入設置費	88,000	12	1,056,000	
7				0	
8					
9					
10					
合 計 ①				1,277,760	

「園児の登降園の管理に関する機能」の関連経費について記入してください。

見積書等の金額と一致させてください。

見積書等を元に、内容を詳細に記載してください。

機能別の経費を確認できるよう、お見積りの際に内訳の記載を依頼する等留意してください。

### ② その他機能関連経費

No.	システム等経費名	単価（税込）	数量	金額（税込）	備考
1	保育記録システム利用料	319,000	1	319,000	
2				0	
3				0	
4				0	
5				0	
6				0	
7				0	
8				0	
9				0	
10				0	
合 計 ②				319,000	

「園児の登降園の管理に関する機能」以外の機能に関する経費について記入してください。

#### 【機能例】

- ・保育に関する計画・記録に関する機能
- ・保護者との連絡に関する機能
- ・保護者が負担する利用料金の請求に関する機能
- ・職員の勤務シフトの作成機能

### ③ システムの導入に必要な端末の購入等経費

No.	端末名（品名等）	単価（税込）	数量	金額（税込）	備考
1	タッチパネルPC	184,800	1	184,800	
2	ICカード	4,950	10	49,500	
3	ICカードリーダー	5,500	2	11,000	
4	ノートパソコン	130,000	3	390,000	
5				0	
6				0	
7				0	
8				0	
9				0	
10				0	
合 計 ③				635,300	

システム導入のため必要な物品に関する経費に限ります。

④ 当該事業に関する寄付金その他の収入額

No.	収入科目	金額（税込）	備考
1			
2			
3			
4			
5			
合 計 ④		0	

当該事業に関する、寄付金等その他の収入がある場合はその内容を記入してください。

選択肢(空欄不可)⇒補助率4/5の欄:B、-  
補助率3/4の欄:A、C、A及びC、-

2 補助金額の算出

(1) 以下A～Cのうち、導入する機能をプルダウンから選択して入力してください(空欄不可)。

- A : 保育に関する計画・記録に関する機能(補助率: 3/4)
- B : 園児の登園及び降園の管理に関する機能(補助率: 4/5)
- C : 保護者との連絡に関する機能(補助率: 3/4)

補助率: 4/5	補助率: 3/4
B	A

(2) 端末購入等の有無をプルダウンから選択して

選択肢(空欄不可)⇒有、無

有

(3) Bの総事業費及び補助基準額を記入してください。

総事業費: 1,913,060 ⑤

- ※ 総事業費: Bを導入し、端末購入を行わない場合は①-④
- Bを導入し、かつそれに伴う端末購入を行う場合は①+③-④

補助基準額: 700,000 ⑥

※ 補助基準額: 記入例又は補助基準額早見表を参照のこと

(4) B以外の機能の総事業費及び補助基準額を記入してください。

総事業費: 319,000 ⑦

- ※ 総事業費: Bを導入せずAやCを導入し、端末購入を行わない場合は②-④
- Bを導入せずAやCを導入し、かつそれに伴う端末購入を行う場合は②+③-④

補助基準額: 200,000 ⑧

※ 補助基準額: 記入例又は補助基準額早見表を参照のこと

(5) 補助金額

Bの機能: ⑤と⑥のいずれか少ない方の額 × 4 / 5 =

560,000 ⑨

B以外の機能: ⑦と⑧のいずれか少ない方の額 × 3 / 4 =

150,000 ⑩

⑨+⑩(千円未満切捨て) =

710,000 ⑪

2(3)の算出方法について

【総事業費】

- ・Bを導入し、端末購入を行わない場合: ①-④の金額
- ・Bを導入し、かつそれに伴う端末購入を行う場合: ①+③-④の合計額

【補助基準額】

- ・Bを導入し、端末購入を行わない場合: 200,000円
- ・Bを導入し、かつそれに伴う端末購入を行う場合: 700,000円

参考:「補助基準額早見表」

2(4)の算出方法について

【総事業費】

- ・ACの一方又は両方の機能を導入し、端末購入を行わない場合: ②-④の金額
- ・ACの一方又は両方の機能を導入し、かつそれに伴う端末購入を行う場合: ②+③-④の合計額
- ・Bに加えACの一方又は両方の機能を導入し、端末購入を行わない場合: ②の金額
- ・Bに加えACの一方又は両方の機能を導入し、かつそれに伴う端末購入を行う場合: ②の金額

【補助基準額】

- ・Bの導入が無く、ACのいずれかを導入し、端末購入を行わない場合: 200,000円
- ・Bの導入が無く、ACのいずれかを導入し、かつそれに伴う端末購入を行う場合: 700,000円
- ・Bの導入が無く、ACの両方を導入し、端末購入を行わない場合: 400,000円
- ・Bの導入が無く、ACの両方を導入し、かつそれに伴う端末購入を行う場合: 900,000円
- ・Bに加え、ACのいずれかを導入し、端末購入を行わない場合: 200,000円
- ・Bに加え、ACのいずれかを導入し、かつそれに伴う端末購入を行う場合: 200,000円